

通商産業省

平成10・05・07賢第6号

平成10年9月4日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大 臣



四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の變更）について（諮問）

四国電力株式会社取締役社長 近藤 耕三 から平成10年5月7日付け原運発第2455号（平成10年8月5日付け原運発第2463号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基礎に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- （1） 1号炉、2号炉及び3号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）の貯蔵能力を変更する。
- （2） 1号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに際し、出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置を撤去する。
- （3） 1号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふた等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- （1） 1号炉、2号炉及び3号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）の貯蔵能力を変更する。
- （2） 1号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに際し、出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置を撤去する。
- （3） 1号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふた等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金及び一般借入金により調達する計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。